

長野広域連合  
一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事

入 札 説 明 書

平成 30 年 2 月  
長 野 広 域 連 合



## 用語の定義

---

本説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 「連合」とは、長野広域連合をいう。
- 「本工事」とは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事をいう。
- 「構成市町村」とは、連合を組織し、共同でゴミ処理を行う長野市・須坂市・千曲市・坂城町・高山村・信濃町・小川村及び飯綱町の3市3町2村をいう。
- 「共同企業体」とは、本施設の施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- 「担当部局」とは、本事業において資格審査等の事務を担当する、長野広域連合事務局環境推進課 建設推進室をいう。

本説明書は、平成 30 年 2 月 27 日付けで公告した「長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事」の落札者を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札により決定するに当たり、公表するものである。本工事の落札者の決定等については、関係法令に定めるもののほか、本説明書によるものとする。

本工事の一般競争入札に参加しようとする者は、本説明書の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

## 1 入札に付する事項

### 1-1 工事名

長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事

### 1-2 工事場所

須坂市大字<sup>かめくら</sup>亀倉<sup>くりげ</sup>字栗毛<sup>さほう</sup>・左方外

### 1-3 施設概要

浸出水処理施設（処理能力） 60 m<sup>3</sup>/日

浸出水調整槽（最大容量） 3,000 m<sup>3</sup>

### 1-4 工期

契約締結日から西暦 2020 年（平成 32 年）9 月 30 日まで

### 1-5 工事の実施形態

本工事では、性能発注方式を採用する。

## 2 担当部局

本工事に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局 長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

担当者 倉石・堀内・内山

住所 〒380-0801 長野市箱清水一丁目 3 番 8 号

電話 026-252-7053

F A X 026-252-7037

Eメール kankyo@area-nagano.jp

### 3 入札に関するスケジュール（予定）

入札公告及び入札説明書等の公表・設計図書等の閲覧	平成 30 年 2 月 27 日（火）
入札説明書に対する質問の受付期限	平成 30 年 3 月 9 日（金）
入札説明書に対する質問の回答期限	平成 30 年 3 月 16 日（金）
入札参加資格確認申請書受付期間	平成 30 年 3 月 19 日（月） ～平成 30 年 3 月 20 日（火）
入札参加資格確認通知書の発送	平成 30 年 3 月 23 日（金）
設計図書等に対する質問の受付期限	平成 30 年 3 月 22 日（木）
設計図書等に対する質問の回答期限	平成 30 年 3 月 29 日（木）
簡易な技術提案書・価格以外の評価点申請書・入札書の受付期間	平成 30 年 4 月 5 日（木） ～平成 30 年 4 月 6 日（金）
価格以外の評価点の通知	平成 30 年 4 月 23 日（月）
開札	平成 30 年 4 月 26 日（木）
請負仮契約の締結	平成 30 年 5 月中旬
建設請負契約の締結（長野広域連合議会臨時会議決後）	平成 30 年 5 月下旬

※スケジュールに変更が生じた場合は、連合のホームページにおいて公表する。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

#### 4-1 共通事項

本工事の入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事に係る入札参加資格確認申請書の提出日から契約締結日までの間において構成市町村のうちいずれかが定める基準等に基づく指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに構成市町村のうちいずれかの入札参加資格審査を受けて建設工事入札参加資格者名簿に登載された者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに構成市町村のうちいずれかの入札参加資格審査を受けて建設工事入札参加資格者名簿に登載された者を除く。）
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 直近事業年度の国税、長野県税及び構成市町村全ての市町村税を滞納していないこと。
- (7) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第 27 条の 29 の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知を受けていること。
- (8) 構成市町村のうちいずれかの入札参加資格の審査を受け、平成 29・30 年度の建設工事入

札参加資格者名簿に登載されていること。

- (9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 4-2 共同企業体の構成に関する事項

本工事の入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書の提出日から契約締結日までの間において次の要件をすべて満たす共同企業体であること。

なお、構成員の変更は原則として認めない。やむを得ず構成員の変更をしなければならない事情が生じたときは連合と協議すること。

- (1) 2者又は3者が自主結成した共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は、最大の出資比率であること。
- (3) 共同企業体の最小の出資者の出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。
- (4) 共同企業体の各構成員は、本工事の入札に参加する異なる共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (5) 共同企業体の各構成員間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。なお、特定関係とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。
- (6) 共同企業体の各構成員は、次に示す者と特定関係があると認められないこと。
  - 八千代エンジニアリング株式会社
  - 一般財団法人 日本環境衛生センター
  - 上記の関連会社

#### 4-3 共同企業体の代表者となる構成員の条件

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事又は機械器具設置工事について、特定建設業の許可を有し、総合評定値が清掃施設工事1,000点又は機械器具設置工事1,000点以上であること。
- (2) 平成15年4月1日以降に、元請（共同企業体の場合は、出資比率20%以上のものに限る。）として、一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る）における処理能力40m<sup>3</sup>/日以上浸出水処理施設の施工実績を有すること。
- (3) 次の基準をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。（建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）

- ア 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- イ 配置技術者は、本工事の入札参加申請日以前に3か月以上の雇用関係を必要とする。
- ウ 配置技術者は、契約締結日において他の工事に専任する技術者であってはならない。
- エ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

#### 4-4 共同企業体の第2構成員の条件

- (1) 構成市町村のうちいずれかに本店を有すること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、構成市町村のうちいずれかの建設工事入札参加資格の建築一式工事の格付がA級の者であること。
- (3) 次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 1級建築施工管理技士の資格を有すること。
  - イ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
  - ウ 配置技術者は、本工事の入札参加申請日以前に3か月以上の雇用関係を必要とする。
  - エ 配置技術者は、契約締結日において他の工事に専任する技術者であってはならない。
  - オ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

#### 4-5 共同企業体の第3構成員の条件

- (1) 構成市町村のうちいずれかに本店を有すること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事又は土木一式工事について、特定建設業の許可を有し、構成市町村のうちいずれかの建設工事入札参加資格の建築一式工事又は土木一式工事の格付がA級の者であること。
- (3) 次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 1級建築施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有すること。
  - イ 監理技術者にあつては、建築工事業又は土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
  - ウ 配置技術者は、本工事の入札参加申請日以前に3か月以上の雇用関係を必要とする。
  - エ 配置技術者は、契約締結日において他の工事に専任する技術者であってはならない。
  - オ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

#### 4-6 その他

- (1) 連合長が契約した共同企業体の有効期間は、本工事の完成後12か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、本工事につき、瑕疵担保責任がある場合には構成員が連帯してその責めを負う。
- (2) 本工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかった者の有効期間は、本工事の契約が締結されたときをもって終了する。

(3) 本工事は、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成6年9月1日施行）を準用する。

(4) 共同企業体の構成員が、契約締結日までの間に参加資格を欠くこととなった場合は、当該共同企業体の参加資格を取り消す。

ただし、簡易な技術提案書の受付締切日までにおいては、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった構成員が共同企業体の代表者に該当せず、当該構成員の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、手続きの透明性や公平性を害さないと連合が特に認める場合に限り、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった構成員を脱退させ又は新たな構成員に変更したうえで新たに共同企業体を構成し、継続することができる。

## 5 入札に関する手続き等

### 5-1 入札説明書の公表

(1) 公表日

平成30年2月27日（火）

(2) 方法

連合のホームページにおいて公表する。

【ホームページアドレス】 <http://www.area-nagano.jp/>

### 5-2 入札説明書に対する質疑回答

(1) 質疑受付期間

平成30年2月28日（水）午前9時から平成30年3月9日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質疑書（様式第1号）により、担当部局へ電子メールにより送信すること。

送信先 kankyo@area-nagano.jp

(3) 回答方法

平成30年3月16日（金）までに、連合ホームページに掲載する。

### 5-3 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限

平成30年3月19日（月）から平成30年3月20日（火）※午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により、担当部局へ提出すること。

郵送宛先 〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号

長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

※封筒の表面に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

※切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

※受付期間内に到達すること。

(3) 提出書類



本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、用紙は全てA4サイズとし、順に整えて提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）（1部）

イ 添付書類

a 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4号）（構成員が2者の場合は3部、3者の場合は4部）

b 委任状（様式第5号）

c 特定建設工事共同企業体協定書（構成員が2者の場合は3部、3者の場合は4部）

d 施工実績調書（様式第6号）

・過去の施工実績に関しては、竣工が直近のものを1件記載すること。

・該当する工事の竣工登録工事カルテ受領書若しくは登録内容確認書（工事实績）の写し又は請負契約書及び工事内容が確認できる資料を添付すること。

e 配置予定技術者調書（様式第7号）

・予定技術者ごとに作成すること。

・技術者の所属する法人名で記載すること。

・免許、資格等の写しを添付すること。

・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

・技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

ウ 申請書等は、連合ホームページよりダウンロードすること。

エ 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

#### 5-4 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、共同企業体の代表者に対し、書面により平成30年3月23日（金）（予定）に発送する。

#### 5-5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がない旨の通知を受けた者は、連合長に対してその理由の説明を書面により求めることができる。書面の様式は自由とする。

(1) 提出期限

平成30年3月27日（火）※午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

持参により、担当部局へ提出すること。

(3) 回答方法

平成30年3月30日（金）までに共同企業体の代表者に対し、書面により回答する。

#### 5-6 設計図書等に対する質疑回答

(1) 質疑受付期間

平成 30 年 2 月 28 日（水）午前 9 時から平成 30 年 3 月 22 日（木）午後 5 時まで

(2) 受付方法

質疑書（様式第 2 号）により、担当部局へ電子メールにより送信すること。

送信先 kankyo@area-nagano.jp

(3) 回答方法

平成 30 年 3 月 29 日（木）までに、連合ホームページに掲載する。

## 6 総合評価

### 6-1 落札方式

総合評価落札方式（簡易型）

### 6-2 評価基準

評価基準及び得点の配点、簡易な技術提案等の提出書類及び記載要領については、【別紙】総合評価点算定基準による。

### 6-3 簡易な技術提案書の提出

入札参加者から次により本工事に関する簡易な技術提案書を受け付ける。

(1) 提出日時

平成 30 年 4 月 5 日（木）から平成 30 年 4 月 6 日（金）※午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により、担当部局へ提出すること。

郵送宛先 〒380-0801 長野市箱清水一丁目 3 番 8 号

長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

※封筒の表面に「技術提案書在中」と朱書きすること。

※受付期間内に到達すること。

(3) 提出書類

ア 簡易な技術提案書（様式第 8 号）（文字サイズは、10.5 ポイント以上を用いること。）

イ 添付資料（簡易な技術提案書の補足説明として添付する資料については、項目ごと A 4 又は A 3 用紙 1 枚以内とすること。）

イ 価格以外の評価点申請書（様式第 9 号）

ウ 地域貢献等に係る評価点算定表（様式第 9 号別添）

(3) 提出部数等

ア 正本 1 部（添付書類を含め、入札参加者が分かるもの。）

イ 副本 7 部（添付書類を含め、正本から商号又は名称や施設名、ロゴマーク等、入札参加者が特定できる表現を外したもの。）

ウ 提案書類の全てを記録した CD-ROM 又は DVD-ROM 正本 1 枚（入札参加者が分かるもの。）、副本 2 枚（入札参加者が特定できないもの。）

a フォーマット：Windows 形式

- b アプリケーション：Microsoft 社 Word, Excel, PowerPoint のいずれかとする。
- c 提出前にウイルスチェックを行うこと。

#### 6-4 価格以外の評価点の通知及び評価結果に対する疑義照会

##### (1) 通知日及び通知方法

平成 30 年 4 月 23 日（月）

共同企業体の代表者に対し、電子メールにより通知する。

##### (2) 価格以外の評価点に対する理由の説明

価格以外の評価点に対して、理由の説明を書面により求めることができる。書面の様式は自由とし、根拠資料を添付すること。なお、技術提案の評価点については、照会を受け付けない。

ア 提出期限 平成 30 年 4 月 24 日（火）※午前 9 時から午後 5 時まで

##### イ 提出方法

持参により、担当部局へ提出すること。

##### ウ 回答方法

平成 30 年 4 月 25 日（水）までに共同企業体の代表者に対し、書面により回答する。

#### 6-5 価格以外の評価内容の確保等

(1) 落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとする。

(2) 落札者が技術提案等の内容を提案のとおり実施できなかった場合にあっては、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款（平成 29 年 5 月 1 日）により契約解除を行うことができるものとする。

イ 契約金額について、価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更する。

ウ 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価とする。

(3) 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は、原則として行わないものとする。

#### 6-6 落札者決定方法

(1) 審査を専門的知見に基づいて実施するために、長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る総合評価方式技術評価委員会設置要綱に基づき、技術評価委員会において審査を行う。

(2) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(3) 【別紙】総合評価点算定基準により総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、同点の場合は当該入札者について連絡のうえ、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定

するものとする。

## 7 入札方法

### 7-1 入札書等の提出

(1) 入札回数は、2回とする。初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がなかった場合は、辞退、無効の者を除いて、再度入札を行う。再度入札を行うこととなった場合は、電話により連絡する。

(2) 入札書等の提出日時

平成30年4月5日（木）から平成30年4月6日（金）※午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により、担当部局へ提出すること。

郵送宛先 〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号

長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室

※一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便で郵送すること。

※受付期間内に到達すること。

(4) 提出書類

ア 入札書（様式第10号）（再度入札の場合は、「第2回」と記入すること。）

イ 入札金額に対応した工事費内訳書（様式第11号）

(5) 入札書などの封入方法

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。

イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2か所を封印すること。委任の場合は、委任状も同封すること。

ウ 中封筒の表面に以下を記載すること。（参考様式より貼付用紙を切り取り、のり付けも可。）

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 開札日
- ・ 共同企業体の名称
- ・ 入札書在中

エ 外封筒には、ウの中封筒、工事費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に以下を記載すること。（参考様式より貼付用紙を切り取り、のり付けも可。）

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 開札日
- ・ 共同企業体の名称
- ・ 入札書及び工事費内訳書在中

### 7-2 開札の日時及び会場

(1) 開札の日時

平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から

（再度入札の場合は、平成 30 年 5 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から）

(2) 開札場所

長野市箱清水一丁目 3 番 8 号

長野広域連合 1 階 共用会議室 1

## 8 配置技術者決定届の提出

落札者と決定した時点で直ちに配置技術者決定届を提出すること。原則として、配置予定技術者調書に記載されている者を配置しなければならない。

## 9 入札事項等

(1) 最低制限価格の設定

設定 なし

(2) 調査基準価格の設定

設定 あり

(3) 入札保証金

免除。ただし、連合長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認められた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。

(4) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証とする。

(5) 前払金の適用

適用 あり

前払いの額は、契約金額の 6 割以内で、中間前払金を含む。

(6) 部分払金の適用

適用 あり

(7) 支払限度額

各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。

平成 30 年度 出来高のおよそ 100 分の 90 の額

平成 31 年度 年度当初に通知する

平成 32 年度（以降） 年度当初に通知する

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

(8) 入札書などが提出期限までに担当部局へ到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し連合の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

### (13) その他

ア 入札は、長野市低入札価格調査制度実施要領（以下「要領」という。）、長野市期間入札実施に関する要領、期間入札に関する留意事項及び長野市建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行う。

イ 現場説明会は、行わない。

ウ 落札決定後において、契約締結までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

## 10 契約条項等

(1) 本工事の請負契約は、契約書の作成を要する。

(2) 本工事の契約締結は、長野広域連合議会の議決（平成 30 年 5 月議会臨時会を予定）を必要とするため、仮契約を要する。

## 11 積算内訳書の開示及び積算疑義受付

入札応札者のみ、開札日の午後 3 時から午後 5 時まで及び翌開庁日の午前 9 時から午後 4 時までの間、担当部局において積算内訳書を開示する。

積算に疑義があるときは、開札日の翌開庁日の午前 9 時から午後 4 時までに、積算疑義申立書（様式第 12 号）に疑義の内容を具体的に示す資料を添付して、担当部局に提出することができる。

## 12 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、要領、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 13 その他

(1) 落札者は、連合が行う交付金の申請手続き等に協力することとし、当該交付金要綱等に適合するよう施工するとともに関連資料等の作成を行うこと。

(2) 入札公告している設計図書（閲覧設計書、発注仕様書）について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、次のとおりとする。

① 質問・回答書

② 発注仕様書

③ 閲覧設計書（金抜設計書）